方針5. 連続した良好な景観の形成

流域を周遊できる主要な道路や河川沿いなどを移動していくと、山並みや水辺が連続す る一方で、周辺の自然地形や土地利用の変化に応じて、次々と移り変わる特徴的な連続景 観が展開していきます。

流域の内外をつなぐアクセス道路や流域内を周遊する主な道路から見る景観は、多くの 人々の目に触れることが多く、連続した良好な景観を保全・整備し、演出することにより、 地域の個性や魅力をアピールすることができます。

そのために、道路沿道の連続景観を一体的に捉え、屋外広告物等の規制誘導により良好 な景観を保全・整備していきます。また、移動して眺める際のアクセントや地域のシンボ ルである橋梁などの河川沿いの構造物は、そのデザインを誘導するとともに、個々の要素 を個別に捉えるのではなく、河川から見える範囲全体を一体的に捉えて、調和のとれた良 好な景観を形成していきます。



矢部川流域の道路や沿道景観の整備に着手するこ とにより、観光客や来訪者にも筑後の良さを感じ、 理解してもらえるような魅力的な景観を創り出 す。(写真は筑後川堤防道路から耳納連山を望む)

河川沿いの景観の捉え方





八女市矢原附近



八女市犬馬場附近



筑後市津島附近・筑後広域公園・船小屋南



筑後市津島西附近·筑後広域公園

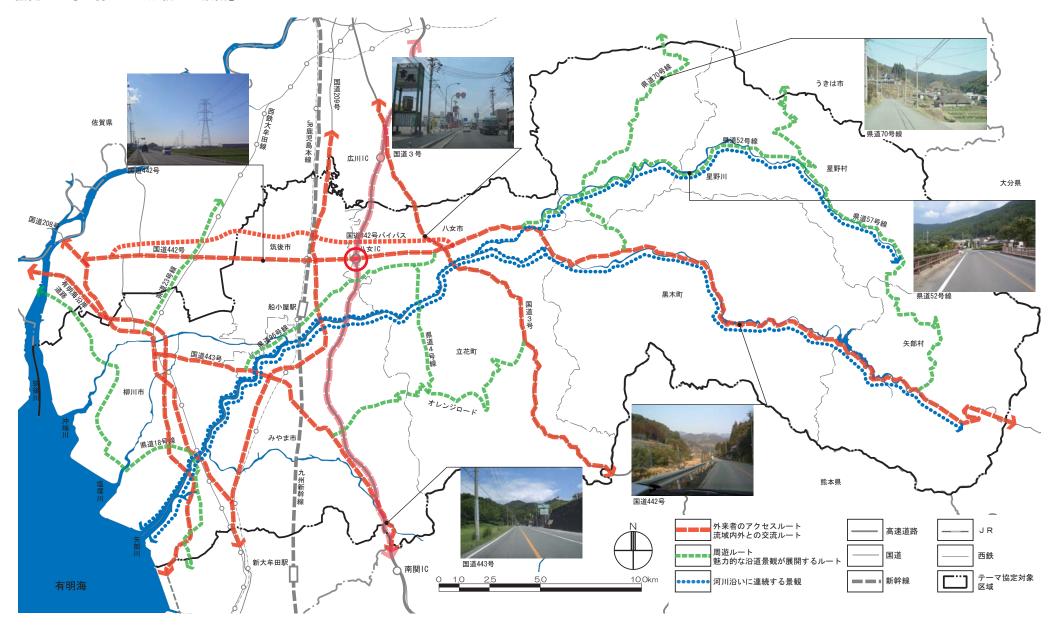


みやま市瀬高町中土居附近

矢部川堤防から見たパノラマ連続景観

下流から矢部川沿い上流方向に移動して、撮影したパノラマ写 真。河川内外の景観要素が、矢部川の人の手が加わっていない 自然な景観を形成している。

協働して守り育てる「連続した景観」



方針6. 景観と調和したデザイン

前述の方針 1 から 5 において位置づけた景観の形成等を実現するため、建築物、構造物、工作物等の築造の際に、周辺の景観に配慮した デザインとなるよう努めます。また、既存の建築物、構造物、工作物等においても、周囲の景観を阻害しているものは、改善あるいは修景 を施し、必要に応じて、阻害している景観要素を取り除いていきます。

代表的な調和のとれた景観



●矢部川中流に架かる船小屋温泉大橋

船小屋温泉大橋は、国道 209 号を矢部川中流部分で渡す橋梁 として平成 14 年に架け替えられ、凸形アーチ橋となり、赤く 塗られた鋼材で構成されたスマートなデザインとなっていま す。橋自身のデザインがシンプルで控えめな分、鮮明な赤がア クセントとなって、必要以上に目立つことなく、両岸の船小屋 温泉街のまち並みや中の島公園の楠林の緑と調和した景観が創 出されています。



●八女福島の伝統的建造物

伝統的建造物群保存地区に指定され近世以降の歴史的な町並みを見ることのできる「八女福島」では、歴史的建造物について修理・修景が施され、まちなみの再生が進められています。修理・修景を行うに際し、「八女福島地区まちなみ修理・修景マニュアル」が策定され、このマニュアルに従い、壁面線や軒線、通りに面した構え(平入り・妻入り等)が踏襲され、昔ながらの歴史的町並みが再現されています。



●星のふるさと公園周辺

星野村中心地にある「星のふるさと公園周辺」では、麻生池一帯の歴史的建造物や池の山キャンプ場、星野文化会館、茶の文化館などが自然環境と調和しながら配置されています。



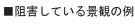
●グリーンパル日向神峡

日向神ダム下流の松瀬ダムの湖畔にある「グリーンパル日 向神峡」は、ロッジを併設するキャンプ場として整備されて います。周囲の自然景観を配慮し、敷地内には多くの木々が 植樹され、湖畔に面した側の敷地境界では、緑化された法面 となっており、対岸から望んで見た場合にも背後の景観と調 和し、良好な景観が維持されています。



●矢部中学校・矢部村多目的交流ホール

斜面に沿って建物が配置され、色彩も周囲の自然景観に馴染むように配慮さた「矢部中学校・矢部村多目的交流ホール」が平成15年に建設されました。中学校に併設された多目的交流ホールには、地場の木材が使用されるなど、地産地消にも取り組まれています。





●九州自動車道インターチェンジ周辺の氾濫する看板

多くの自動車が通過する高速道路のインターチェンジ付近 や主要幹線道路沿道では、鮮やか過ぎる色彩の看板が氾濫し ていることが多く、景観を阻害しています。

方針7. パートナーシップによる景観づくりの推進

矢部川とその支流がつくり出す景観を共有財産とし、関係する市町村、県、地域住民、 地域団体・NPO、事業者、公共施設管理者等の様々な主体がパートナーシップを組み、 矢部川流域における景観づくりに協働して取り組んでいきます。

具体的には以下の取り組みを中心に行います。

①様々な主体が協議に参加できる「矢部川流域景観協議会」の設置

様々な主体が協議に参加できる「矢部川流域景観協議会」を設置し、矢部川流域 の良好な景観形成に必要な協議を行います。協議が整った事項については、その協 議結果に基づき実施する仕組みをつくっていきます。

②プロセスを重視した合意形成

矢部川流域で行われる事業の計画、設計の早い段階から、地域住民をはじめ関係 者の合意を形成しながら、可能な限り情報を公開し、多くの人の理解を得るプロセ スを重視します。

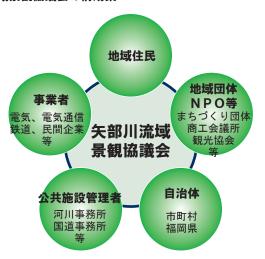
③良好な景観づくりに主体的に取り組む地域団体、NPO等団体への支援

国および県等の様々な景観づくりの支援策を活用し、良好なまちなみ保全、棚田 の保全、希少野生生物の保護活動、水環境の改善活動などを主体的に取り組む地域 団体やNPO等の活動への支援を行っていきます。

④災害復旧における景観への配慮と関係機関との連携

大規模な災害を受けた際に、短期間での復旧工事によって河川景観や周囲の自然 景観、田園景観が大きく改変されることがあります。災害時など速やかな対応が要 求される場合においても良好な景観が形成されるよう、関係機関等と連携を図って いきます。

①矢部川流域景観協議会の構成案



③地域団体・NPO等団体への支援

矢部川流域で行われている良好な景観づくりの活動 (例)





「国際里山田園保全 り歴史的まちなみの ワーキングホリデー



生物保護の体験学習 として行われた筑後

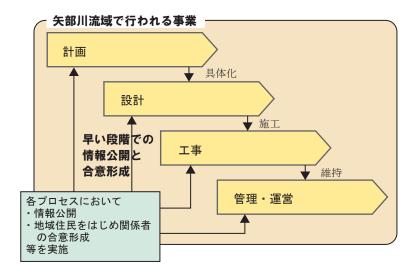


実施した「矢部川流 保全が進められてい in 福岡」で行われた チルドレンズ・キャ 域ゴミいっせい調査」

活動への支援

- ・国、県等の各種支援制度の活用
- 情報提供
- ·助言、技術提供
- ・公共施設内での清掃活動等の支援

②事業における各プロセスでの情報公開と合意形成



④災害復旧における景観への配慮と関係機関との連携

